

令和 4 年 第 2 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 4 年 3 月 3 日 (開会)

令和 4 年 3 月 15 日 (閉会)

15時47分 再開

○議長（伊藤敏夫） 再開します。

日程第5 議案第1号から日程第15 議案第11号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 議案第1号 令和4年度上小阿仁村一般会計予算についての件から日程第15 議案第11号 令和4年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、11件を一括議題といたします。

○議長（伊藤敏夫） お諮りいたします。

ただいま議題となっております11件の提案理由の説明は、付託する委員会で求めることとして、説明を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長（伊藤敏夫） 議案第1号から議案第11号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第12号から日程第21 議案第18号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に、日程第16 議案第12号 令和3年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第21 議案第18号 令和3年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについての件まで、6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 定例会提出予算関係議案の1ページをお願いいたします。

議案第2号 令和3年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,271万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,334万2,000円とするものであります。

繰越明許費 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表に記載しております。また、地方債補正 第3条 既定の地方債の変更は、第3表に記載しております。

5ページをお開き願います。

繰越明許費の内容でございます。2款 1項 総務管理費 かみこあに保育園建設事業に関わる実施設計委託で、5,427万4,000円でございます。3款 1項 社会福祉費 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で450万円、繰り越すものです。6款 2項 林業費 秋田スギ生産基盤づくり事業で、2,942万5,000円でございます。これは、林業専用道の開設で、仏社国見沢線でございます。

次のページをお願いいたします。

第3条の関係でございます。過疎対策事業債の限度額を550万円減額し、2億1,760

万円とするものです。内容は、沖田面水無団地の排水管布設替えと、小沢田地区簡易水道改良事業の実施設計が完了したことによるものであります。

10 ページをお願いします。補正予算の主なものをご説明いたします。

最初に、歳入であります。14 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 4 目 土木費国庫補助金 2,105 万 4,000 円の減額です。これは 1 節 社会資本整備総合交付金で、南沢橋の道路メンテナンス事業補助金が、1,882 万 7,000 円の減。小型ロータリーが 227 万 7,000 円の減。いずれも交付決定によるものであります。17 款 1 項 寄付金 1 目 総務費寄付金 623 万 5,000 円の減額です。これは、ふるさと納税の実績見込みにより、減額しております。

次のページをお願いします。

18 款 繰入金 2 項 基金繰入金 5 目 地域振興基金繰入金 1,114 万 7,000 円の追加です。これは林業専用道繰越分の財源として繰り入れするものであります。

続いて、歳出になります。16 ページ、お願いします。

2 款 1 項 8 目 自治振興費 1,276 万 2,000 円の減額でございます。これは主に、12 節 委託料 809 万 6,000 円の減額。13 節 使用料及び賃借料 239 万 2,000 円の減額で、地域おこし協力隊の関連予算になります。

次のページをお願いいたします。

17 目 地域振興基金費 1,114 万 7,000 円の追加であります。歳入でも同額を計上しておりますが、林業専用道繰越分の財源を、一般財源で立て替え、補助金が入った段階で、積み立てるものでございます。

次に 26 ページをお願いいたします。

8 款 土木費 2 項 道路橋りょう費 1 目 道路維持費 2,082 万 3,000 円の減額でございます。これは、村道福館五反沢線と小型ロータリーの入札差額によるものであります。同じく 2 目の橋りょう維持費は、1,642 万 7,000 円の減額であります。南沢橋補修工事の入札差額によるものでございます。

以上、主なものをご説明しました。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 同じく、予算関係議案の 35 ページをご覧ください。

議案第 13 号 令和 3 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,151 万 9,000 円とするものであります。

内容につきましては、42 ページ、43 ページをご覧ください。

歳入であります。3款 県支出金 1項 県補助金 1目 保険給付費等交付金 50万3,000円の増額であります。1節 普通交付金 147万円の減額は、令和2年度分の実績によるものです。2節 特別交付金の 197万3,000円の増額は、保険者努力支援制度交付金、国保のヘルスアップ事業の県費分 276万3,000円の増額と、特別調整交付金の市町村分として 241万8,000円の減額。都道府県繰入金 2号分の実績として 162万8,000円の増額の相殺によるものです。

次のページをお開きください。

歳出であります。2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費と、3款 国民健康保険事業費納付費の 1目 一般被保険者医療給付費分と、4款 保険事業費 1項 1目 特定健康診査等事業費は、ともに歳出歳入の増減はなく、国・県支出金と財政調整基金と一般財源の財源更生であります。7款 諸支出金 2項 繰出金 1目 直診勘定繰出金 27節 繰出金 47万1,000円の増額は、交付金の決定によるものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） はい、診療所事務長。

○診療所事務長（中島英樹） それでは同じく、予算関係議案の 47 ページをお開きください。

議案第 14 号 令和 3 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 422 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,656 万 1,000 円とするものであります。

内容につきましては、54 ページ、55 ページをお開きください。

最初に、歳入でございます。1款 診療収入 1項 外来収入 1目 診療報酬収入 200万円の減額でございます。2目 一部負担金 142万3,000円の増額でございます。医科及び歯科の医療収入、患者の一部負担金の実績見込みによるものでございます。2款 使用料及び手数料 2項 1目 手数料 13万6,000円の減額でございます。主治医意見書作成手数料の減額によるものでございます。3款 1項 1目 繰入金 375万円の減額でございます。一般会計からの繰入金 422万1,000円の減額と、国民健康保険事業勘定特別会計繰入金 47万1,000円の増額によるものでございます。5款 1項 諸収入 1目 雑入 23万7,000円の増額でございます。主なものは、秋田県新型コロナウイルスワクチン個別接種によるものでございます。

56 ページ、57 ページをお開きください。

歳出でございます。1款 総務費 1項 施設管理費 1目 一般管理費 268万3,000円の減額でございます。1節 報酬から 12節 委託料まで、実績見込みによる減額でございます。14節 工事請負費 33万円の減額は、自動ドア改修工事を減額するものでござ

ございます。17節 備品購入費 27万2,000円の減額は、レセプトコンピューターと歩行補助器の購入実績による減額でございます。2目 研究研修費 94万7,000円の減額でございます。8節 旅費 75万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による出張の中止によるものでございます。18節 負担金補助及び交付金 19万円の減額は、医師の年齢による特例免除による減額でございます。2款 1項 1目 医業費 59万6,000円の減額でございます。12節 委託料 31万2,000円の減額は、生化学分析装置の保守終了によるものでございます。17節 備品購入費 28万4,000円の減額は、歯科口内法撮影装置とX線画像診断システムの購入による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） はい、産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） それでは61ページをお開きください。

議案第15号 令和3年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算。

令和3年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,203万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,390万円とする。

68ページ、69ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款 繰入金 1項 繰入金 1目 一般会計繰入金 550万円の減額です。2目 基金繰入金 103万7,000円の減額です。6款 1項 村債 1目 簡易水道事業債 550万円の減額です。いずれも、沖田面地区の改良工事、それから小沢田地区調査設計業務の実績による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。1款 総務費 1項 簡易水道管理費 1目 総合地区管理費 1,203万7,000円の減額です。12節 委託料 728万7,000円の減額は、沖田面地区の排水工事にかかる設計監理料、それから小沢田地区の設計業務の実績による減額でございます。14節 工事請負費 392万5,000円、水道修繕工事として、沖田面地区の改良工事の実績による減額でございます。17節 備品購入費は、メーターにかかる実績による減額となっております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 73ページをご覧ください。

議案第16号 令和3年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算。

令和3年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,632万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,543万4,000円とするものであります。

内容につきましては、80ページ、81ページをご覧ください。

歳入であります。3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金 296万円の減額は、1節 現年度分で、介護給付費の実績見込みによるものであります。2項 国庫補助金 1目 調整交付金 154万6,000円の減額は、1節 現年度分調整交付金で財政調整交付金の実績見込みによるものであります。4款 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金 1節 現年度分419万9,000円の減額は、歳出における保険給付費の実績見込みによるものであります。5款 県支出金 1項 県負担金 1目 介護給付費負担金 1節 現年度分209万4,000円の減額は、歳出における介護予防事業の実績見込みによる減額であります。7款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金 1節 現年度分519万6,000円の減額は、歳出における介護給付費の実績見込みによるものであります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 介護サービス給付費1,300万円の減額は、18節 負担金補助及び交付金の在宅介護サービス給付費、要介護1,000万円の減額と、施設介護サービス給付費300万円の減額で、実績見込みによるものであります。5項 特定入所者介護サービス等費 1目 特定入所者介護サービス費240万円の減額は、18節 負担金補助及び交付金の特定入所者介護サービス費の実績見込みによるものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 次は、提出議案の方になります。

4ページをお願いいたします。

議案第17号 令和3年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについてであります。

令和3年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計は施設整備費分として、令和3年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を550万円減額し、5,646万4,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由として、地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（伊藤敏夫） 議案第 12 号から議案第 17 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 22 議案第 18 号から日程第 28 議案第 24 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に、日程第 22 議案第 18 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 28 議案第 24 号 農業集落排水施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、7 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 同じく、5 ページからお願いいたします。

議案第 18 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由として、医師の定年年齢について見直す必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正の内容であります。第 3 条のただし書きには、「医師及び歯科医師」の定年は「75 歳」と規定しておりますが、「歯科医師」部分を削って、「75 歳」を「72 歳」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第 19 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。上小阿仁村学校運営協議会が設置されたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容であります。別表に、「学校運営協議会委員」を加えるものあります。

附則として、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第 20 号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。時間外手当等に用いられる 1 時間当たりの給与額算定については、労働基準法に準拠するための改正であります。また、行政職の給料表別職務分類表の 4 級の適用を、現況に合わせて改正するための条例案であります。

具体的には、これまで 1 時間当たりの時間外については、本俸のみに割増率を乗じて

算出しておりますが、給料に加え、初任給調整手当、特殊勤務手当、寒冷地手当も含まれる改正内容となっております。

また、給料表の4級で、係長職はいないで、現状に合わせて、係長の部分を削るものであります。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第21号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。これは、会計年度任用職員の任用に際し、初任給調整手当の新設及び給料表の適用範囲を広げる必要があること。また、国による保育士・幼稚園教諭等、放課後児童支援員等に対する処遇改善臨時特例事業の実施を受けまして、当村保育園及び放課後児童クラブに勤務する会計年度任用職員に処遇改善のため、手当を支給するため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容でございます。第2条第1項中「給料」の次に「初任給調整手当」を加える。第3条中「行政職給料表」の次に「及び医療職給料表1」を加える。給料表を記載のとおり、改めるものであります。

次に勤務体制の手当として、第7条第4項で、かみこあに保育園に勤務する会計年度任用職員の処遇改善のための手当として、月額6,000円を支給するものです。また、第5項では、放課後児童クラブに勤務する会計年度任用職員には、月額3,000円を支給する内容となっております。

13ページをお願いいたします。表の改正につきましては、給料表に定める職務の級の分類を定めております。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日からの施行としておりますが、その他での処遇改善については、2月からの適用としております。また、第2項では、給与の内払を規定しております。これについては、改正後の給与法で支払う場合、いったん、改正前の給料表に基づいて支払った給与を、全額返還してもらって、改めて改正後の給与を支払うことで、すでに支払った分は内払扱いとし、増額した分を後日、支払うための規定であります。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 同じく提出議案の14ページになります。

議案第22号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するものであります。

提案理由として、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部

を改正する法律の制定により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険の保険税について、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税を5割軽減し、その減額相当分の公費で支援するよう、国民健康保険法施行令の一部が改正されたため、所要の規定を整備するものであります。

内容については次のページ、15ページをお願いいたします。第25条の見出しに、「低所得者」を加え、未就学児の被保険者均等割額の減額として、同条の2の2、第25条の3の第1項と第2項を加えるものであります。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する。適用区分として改正後の上小阿仁村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

説明は以上であります。

○議長（伊藤敏夫） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林博隆） 16ページをお願いします。

議案第23号 上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由です。放課後児童クラブ利用児童数が減少していることから、利用者人数が10人以下の場合は、支援員2人以上の配置としておりました。これを支援員1人の配置で運営したいため、条例案を提出するものです。

次のページをお願いします。内容です。

利用人数が10人以下での場合、支援員の配置を1人でできるようにするものです。また、新たに放課後児童クラブに従事する者について、資格研修なしで、一定の期間、支援員とみなすことができる経過措置の適用期間を、延長するものです。

なお、この条例は、令和4年4月1日からの施行といたしております。

以上です。

○議長（伊藤敏夫） はい、次に産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） 18ページをお願いいたします。

議案24号 農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由です。五反沢地区農業集落排水施設を沖田面浄化センターに統合することにより、所要の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

第2条の表ということで、上の方、4つの排水施設がありますが、これから「五反沢地区」を削除して、3つの施設にするという内容のものでございます。

附則として、この要綱は、令和4年4月1日から施行するものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第18号から議案第24号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第29 議案第25号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第29 議案第25号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 議案第25号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 上小阿仁村福館字村岱56番地

氏 名 矢旗 政則 昭和45年11月13日生

提案理由 本村教育委員会委員 矢旗政則氏が、令和4年3月14日で任期満了となるため、この議案を提出するものでございます。

どうか、よろしくお願い申し上げます。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第25号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（伊藤敏夫） 次に立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、3 番 武石辰久君、4 番 齊藤鉄子君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。

白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条及び 85 条の規定により、否とみなします。

なお、この採決の投票者は 7 名であります。

これより投票を行います。事務局長が、議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

投票

（点呼、投票）

○議長（伊藤敏夫） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（伊藤敏夫） 投票総数 7 票、これは先ほどの議員数と符合しております。

そのうち、賛成 7 票。

以上のおおり、賛成が多数であります。よって、議案第 25 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

散 会

○議長（伊藤敏夫） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

16 時 28 分 散会